

消費税率8%への引上げに伴う対応

骨子【V】

第1 基本的な考え方

消費税引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料及び有床診療所入院基本料を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料等において引き上げるとともに、残りの財源により入院料を引き上げる。

現 行	改定案
【初診料】	【初診料】
初診料 270点	初診料 282点(改) (うち、消費税対応分+12点)
初診料(同一日2科目) 135点	初診料(同一日2科目) 141点(改) (うち、消費税対応分+6点)
初診料(紹介のない場合) 200点	初診料(紹介のない場合) 209点(改) (うち、消費税対応分+9点)
初診料(同一日2科目・紹介のない場合) 100点	初診料(同一日2科目・紹介のない場合) 104点(改) (うち、消費税対応分+4点)
(新設)	初診料(妥結率が低い場合) 209点(新)

		(うち、消費税対応分+9点)
<u>(新設)</u>		<u>初診料 (同一日2科目・妥結率が低い場合)</u>
		104点(新)
		(うち、消費税対応分+4点)
【再診料】		【再診料】
再診料	69点	再診料 72点(改)
		(うち、消費税対応分+3点)
再診料 (同一日2科目)	34点	再診料 (同一日2科目) 36点(改)
		(うち、消費税対応分+2点)
<u>(新設)</u>		<u>再診料 (妥結率が低い場合)</u>
		53点(新)
		(うち、消費税対応分+2点)
<u>(新設)</u>		<u>再診料 (同一日2科目・妥結率が低い場合)</u>
		26点(新)
		(うち、消費税対応分+1点)
【外来診療料】		【外来診療料】
外来診療料	70点	外来診療料 73点(改)
		(うち、消費税対応分+3点)
外来診療料 (同一日2科目)		外来診療料 (同一日2科目)
	34点	36点(改)
		(うち、消費税対応分+2点)
外来診療料 (紹介のない場合)		外来診療料 (紹介のない場合)
	52点	54点(改)
		(うち、消費税対応分+2点)
外来診療料 (同一日2科目・紹介のない場合)		外来診療料 (同一日2科目・紹介のない場合)
	25点	26点(改)
		(うち、消費税対応分+1点)
<u>(新設)</u>		<u>外来診療料 (妥結率が低い場合)</u>
		54点(新)
		(うち、消費税対応分+2点)
<u>(新設)</u>		<u>外来診療料 (同一日2科目・妥結率が低い場合)</u>
		26点(新)
		(うち、消費税対応分+1点)

<p>【小児科外来診療料】（1日につき）</p> <p>1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合</p> <p>イ 初診時 560点</p> <p>ロ 再診時 380点</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>イ 初診時 670点</p> <p>ロ 再診時 490点</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>【一般病棟入院基本料】（1日につき）</p> <p>1 7対1入院基本料 1,566点</p> <p>2 10対1入院基本料 1,311点</p> <p>3 13対1入院基本料 1,103点</p> <p>4 15対1入院基本料 945点</p> <p>5 特別入院基本料 575点</p>	<p>【小児科外来診療料】（1日につき）</p> <p>1 保険薬局において調剤を受けるために処方せんを交付する場合</p> <p>イ 初診時 <u>572点</u>（改） （うち、消費税対応分+12点）</p> <p>ロ 再診時 <u>383点</u>（改） （うち、消費税対応分+3点）</p> <p>2 1以外の場合</p> <p>イ 初診時 <u>682点</u>（改） （うち、消費税対応分+12点）</p> <p>ロ 再診時 <u>493点</u>（改） （うち、消費税対応分+3点）</p> <p>【地域包括診療料】</p> <p><u>地域包括診療料</u> 1,503点（新） （うち、消費税対応分+3点）</p> <p>【一般病棟入院基本料】（1日につき）</p> <p>1 7対1入院基本料 <u>1,591点</u>（改） （うち、消費税改定分+25点）</p> <p>2 10対1入院基本料 <u>1,332点</u>（改） （うち、消費税改定分+21点）</p> <p>3 13対1入院基本料 <u>1,121点</u>（改） （うち、消費税改定分+18点）</p> <p>4 15対1入院基本料 <u>960点</u>（改） （うち、消費税改定分+15点）</p> <p>5 特別入院基本料 <u>584点</u>（改） （うち、消費税改定分+9点）</p>
--	---

6 特定入院基本料 939点	6 特定入院基本料 966点(改) (うち、消費税改定分+27点)
7 特定入院基本料(特別入院基本料等算定患者) 790点	7 特定入院基本料(特別入院基本料等算定患者) 812点(改) (うち、消費税改定分+22点)
【療養病棟入院基本料】(1日につき)	【療養病棟入院基本料】(1日につき)
1 療養病棟入院基本料1	1 療養病棟入院基本料1
イ 入院基本料A 1,769点 (生活療養を受ける場合) 1,755点	イ 入院基本料A 1,810点(改) (うち、消費税改定分+41点) (生活療養を受ける場合) 1,795点(改) (うち、消費税改定分+40点)
ロ 入院基本料B 1,716点 (生活療養を受ける場合) 1,702点	ロ 入院基本料B 1,755点(改) (うち、消費税改定分+39点) (生活療養を受ける場合) 1,741点(改) (うち、消費税改定分+39点)
ハ 入院基本料C 1,435点 (生活療養を受ける場合) 1,421点	ハ 入院基本料C 1,468点(改) (うち、消費税改定分+33点) (生活療養を受ける場合) 1,454点(改) (うち、消費税改定分+33点)
ニ 入院基本料D 1,380点 (生活療養を受ける場合) 1,366点	ニ 入院基本料D 1,412点(改) (うち、消費税改定分+32点) (生活療養を受ける場合) 1,397点(改) (うち、消費税改定分+31点)

ホ 入院基本料 E	1,353点	ホ 入院基本料 E	1,384点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+31点)	
	1,339点	(生活療養を受ける場合)	
			1,370点(改)
		(うち、消費税改定分+31点)	
へ 入院基本料 F	1,202点	へ 入院基本料 F	1,230点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+28点)	
	1,188点	(生活療養を受ける場合)	
			1,215点(改)
		(うち、消費税改定分+27点)	
ト 入院基本料 G	945点	ト 入院基本料 G	967点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+22点)	
	931点	(生活療養を受ける場合)	
			952点(改)
		(うち、消費税改定分+21点)	
チ 入院基本料 H	898点	チ 入院基本料 H	919点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+21点)	
	884点	(生活療養を受ける場合)	
			904点(改)
		(うち、消費税改定分+20点)	
リ 入院基本料 I	796点	リ 入院基本料 I	814点(改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+18点)	
	782点	(生活療養を受ける場合)	
			800点(改)
		(うち、消費税改定分+18点)	
2 療養病棟入院基本料 2		2 療養病棟入院基本料 2	
イ 入院基本料 A		イ 入院基本料 A	

	1,706点	1,745点(改)
	(生活療養を受ける場合)	(うち、消費税改定分+39点) (生活療養を受ける場合)
	1,692点	<u>1,731点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+39点)
□ 入院基本料B		□ 入院基本料B
	1,653点	<u>1,691点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)	(うち、消費税改定分+38点) (生活療養を受ける場合)
	1,639点	<u>1,677点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+38点)
ハ 入院基本料C		ハ 入院基本料C
	1,372点	<u>1,403点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)	(うち、消費税改定分+31点) (生活療養を受ける場合)
	1,358点	<u>1,389点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+31点)
ニ 入院基本料D		ニ 入院基本料D
	1,317点	<u>1,347点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)	(うち、消費税改定分+30点) (生活療養を受ける場合)
	1,303点	<u>1,333点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+30点)
ホ 入院基本料E		ホ 入院基本料E
	1,290点	<u>1,320点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)	(うち、消費税改定分+30点) (生活療養を受ける場合)
	1,276点	<u>1,305点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+29点)
ヘ 入院基本料F		ヘ 入院基本料F
	1,139点	<u>1,165点</u> (改)
	(生活療養を受ける場合)	(うち、消費税改定分+26点) (生活療養を受ける場合)

	1,125点	1,151点(改)
ト 入院基本料G		(うち、消費税改定分+26点)
	882点	<u>902点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+20点)
	868点	<u>888点</u> (改)
チ 入院基本料H		(うち、消費税改定分+20点)
	835点	<u>854点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+19点)
	821点	<u>840点</u> (改)
リ 入院基本料I		(うち、消費税改定分+19点)
	733点	<u>750点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+17点)
	719点	<u>735点</u> (改)
3 特別入院基本料		(うち、消費税改定分+16点)
	563点	<u>576点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+13点)
	549点	<u>562点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+13点)
【結核病棟入院基本料】(1日につき)		【結核病棟入院基本料】(1日につき)
1 7対1入院基本料		1 7対1入院基本料
	1,566点	<u>1,591点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+25点)
2 10対1入院基本料		2 10対1入院基本料
	1,311点	<u>1,332点</u> (改)

3	13対1入院基本料	1,103点	(うち、消費税改定分+21点)
3	13対1入院基本料		1,121点(改)
			(うち、消費税改定分+18点)
4	15対1入院基本料	945点	
4	15対1入院基本料		960点(改)
			(うち、消費税改定分+15点)
5	18対1入院基本料	809点	
5	18対1入院基本料		822点(改)
			(うち、消費税改定分+13点)
6	20対1入院基本料	763点	
6	20対1入院基本料		775点(改)
			(うち、消費税改定分+12点)
7	特別入院基本料	550点	
7	特別入院基本料		559点(改)
			(うち、消費税改定分+9点)
	【精神病棟入院基本料】 (1日につき)		【精神病棟入院基本料】 (1日につき)
1	10対1入院基本料	1,251点	
1	10対1入院基本料		1,271点(改)
			(うち、消費税改定分+20点)
2	13対1入院基本料	931点	
2	13対1入院基本料		946点(改)
			(うち、消費税改定分+15点)
3	15対1入院基本料	811点	
3	15対1入院基本料		824点(改)
			(うち、消費税改定分+13点)
4	18対1入院基本料	723点	
4	18対1入院基本料		735点(改)
			(うち、消費税改定分+12点)
5	20対1入院基本料	669点	
5	20対1入院基本料		680点(改)
			(うち、消費税改定分+11点)

6 特別入院基本料	550点	6 特別入院基本料	559点(改)
			(うち、消費税改定分+9点)
【特定機能病院入院基本料】(1日につき)		【特定機能病院入院基本料】(1日につき)	
1 一般病棟の場合		1 一般病棟の場合	
イ 7対1入院基本料	1,566点	イ 7対1入院基本料	1,599点(改)
			(うち、消費税改定分+33点)
ロ 10対1入院基本料	1,311点	ロ 10対1入院基本料	1,339点(改)
			(うち、消費税改定分+28点)
2 結核病棟の場合		2 結核病棟の場合	
イ 7対1入院基本料	1,566点	イ 7対1入院基本料	1,599点(改)
			(うち、消費税改定分+33点)
ロ 10対1入院基本料	1,311点	ロ 10対1入院基本料	1,339点(改)
			(うち、消費税改定分+28点)
ハ 13対1入院基本料	1,103点	ハ 13対1入院基本料	1,126点(改)
			(うち、消費税改定分+23点)
ニ 15対1入院基本料	945点	ニ 15対1入院基本料	965点(改)
			(うち、消費税改定分+20点)
3 精神病棟の場合		3 精神病棟の場合	
イ 7対1入院基本料	1,322点	イ 7対1入院基本料	1,350点(改)
			(うち、消費税改定分+28点)
ロ 10対1入院基本料	1,251点	ロ 10対1入院基本料	1,278点(改)
			(うち、消費税改定分+27点)

ハ 13対1入院基本料 931点	ハ 13対1入院基本料 951点(改) (うち、消費税改定分+20点)
ニ 15対1入院基本料 850点	ニ 15対1入院基本料 868点(改) (うち、消費税改定分+18点)
【専門病院入院基本料】(1日につき)	【専門病院入院基本料】(1日につき)
1 7対1入院基本料 1,566点	1 7対1入院基本料 1,591点(改) (うち、消費税改定分+25点)
2 10対1入院基本料 1,311点	2 10対1入院基本料 1,332点(改) (うち、消費税改定分+21点)
3 13対1入院基本料 1,103点	3 13対1入院基本料 1,121点(改) (うち、消費税改定分+18点)
【障害者施設等入院基本料】(1日につき)	【障害者施設等入院基本料】(1日につき)
1 7対1入院基本料 1,566点	1 7対1入院基本料 1,588点(改) (うち、消費税改定分+22点)
2 10対1入院基本料 1,311点	2 10対1入院基本料 1,329点(改) (うち、消費税改定分+18点)
3 13対1入院基本料 1,103点	3 13対1入院基本料 1,118点(改) (うち、消費税改定分+15点)
4 15対1入院基本料 965点	4 15対1入院基本料 978点(改) (うち、消費税改定分+13点)

	771点	<u>775点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+15点)
□ 15日以上30日以内の期間		<u>□ 15日以上30日以内の期間</u>
	601点	<u>602点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+12点)
ハ 31日以上の期間		<u>ハ 31日以上の期間</u>
	511点	<u>510点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+10点)
2 有床診療所入院基本料 2		<u>5 有床診療所入院基本料 5</u>
イ 14日以内の期間		<u>イ 14日以内の期間</u>
	691点	<u>693点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+13点)
□ 15日以上30日以内の期間		<u>□ 15日以上30日以内の期間</u>
	521点	<u>520点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+10点)
ハ 31日以上の期間		<u>ハ 31日以上の期間</u>
	471点	<u>469点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+9点)
3 有床診療所入院基本料 3		<u>6 有床診療所入院基本料 6</u>
イ 14日以内の期間		<u>イ 14日以内の期間</u>
	511点	<u>511点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+10点)
□ 15日以上30日以内の期間		<u>□ 15日以上30日以内の期間</u>
	381点	<u>477点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+7点)
ハ 31日以上の期間		<u>ハ 31日以上の期間</u>
	351点	<u>450点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+7点)
【有床診療所療養病床入院基本料】		【有床診療所療養病床入院基本料】
(1日につき)		(1日につき)
1 入院基本料 A	986点	1 入院基本料 A <u>994点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+19点)

(生活療養を受ける場合)		(生活療養を受ける場合)	
	972点		<u>980点</u> (改)
2 入院基本料B	882点	2 入院基本料B	<u>888点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+19点)	
	868点	(生活療養を受ける場合)	<u>874点</u> (改)
3 入院基本料C	775点	3 入院基本料C	<u>779点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+17点)	
	761点	(生活療養を受ける場合)	<u>765点</u> (改)
4 入院基本料D	613点	4 入院基本料D	<u>614点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+15点)	
	599点	(生活療養を受ける場合)	<u>599点</u> (改)
5 入院基本料E	531点	5 入院基本料E	<u>530点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+11点)	
	517点	(生活療養を受ける場合)	<u>516点</u> (改)
6 特別入院基本料	450点	6 特別入院基本料	<u>459点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税対応分+10点)	
	436点	(生活療養を受ける場合)	<u>444点</u> (改)
		(うち、消費税対応分+8点)	
【救命救急入院料】 (1日につき)		【救命救急入院料】 (1日につき)	
1 救命救急入院料1		1 救命救急入院料1	
イ 3日以内の期間		イ 3日以内の期間	

	9,711点	9,869点(改)
□ 4日以上7日以内の期間		(うち、消費税改定分+158点)
	8,786点	□ 4日以上7日以内の期間
		8,929点(改)
ハ 8日以上14日以内の期間		(うち、消費税改定分+143点)
	7,501点	ハ 8日以上14日以内の期間
		7,623点(改)
		(うち、消費税改定分+122点)
2 救命救急入院料 2		2 救命救急入院料 2
イ 3日以内の期間		イ 3日以内の期間
	11,211点	11,393点(改)
		(うち、消費税改定分+182点)
□ 4日以上7日以内の期間		□ 4日以上7日以内の期間
	10,151点	10,316点(改)
		(うち、消費税改定分+165点)
ハ 8日以上14日以内の期間		ハ 8日以上14日以内の期間
	8,901点	9,046点(改)
		(うち、消費税改定分+145点)
3 救命救急入院料 3		3 救命救急入院料 3
イ 救命救急入院料		イ 救命救急入院料
(1) 3日以内の期間		(1) 3日以内の期間
	9,711点	9,869点(改)
		(うち、消費税改定分+158点)
(2) 4日以上7日以内の期間		(2) 4日以上7日以内の期間
	8,786点	8,929点(改)
		(うち、消費税改定分+143点)
(3) 8日以上14日以内の期間		(3) 8日以上14日以内の期間
	7,501点	7,623点(改)
		(うち、消費税改定分+122点)
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料		□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料
(1) 3日以内の期間		(1) 3日以内の期間
	9,711点	9,869点(改)
		(うち、消費税改定分+158点)

<p>(2) 4日以上7日以内の期間 8,786点</p> <p>(3) 8日以上60日以内の期間 7,901点</p> <p>4 救命救急入院料 4</p> <p>イ 救命救急入院料</p> <p>(1) 3日以内の期間 11,211点</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 10,151点</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 8,901点</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(1) 3日以内の期間 11,211点</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 10,151点</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 8,901点</p> <p>(4) 15日以上60日以内の期間 7,901点</p> <p>【特定集中治療室管理料】（1日につき）</p>	<p>(2) 4日以上7日以内の期間 8,929点(改) (うち、消費税改定分+143点)</p> <p>(3) 8日以上60日以内の期間 8,030点(改) (うち、消費税改定分+129点)</p> <p>4 救命救急入院料 4</p> <p>イ 救命救急入院料</p> <p>(1) 3日以内の期間 11,393点(改) (うち、消費税改定分+182点)</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 10,316点(改) (うち、消費税改定分+165点)</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 9,046点(改) (うち、消費税改定分+145点)</p> <p>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</p> <p>(1) 3日以内の期間 11,393点(改) (うち、消費税改定分+182点)</p> <p>(2) 4日以上7日以内の期間 10,316点(改) (うち、消費税改定分+165点)</p> <p>(3) 8日以上14日以内の期間 9,046点(改) (うち、消費税改定分+145点)</p> <p>(4) 15日以上60日以内の期間 8,030点(改) (うち、消費税改定分+129点)</p> <p>【特定集中治療室管理料】（1日につき）</p>
---	---

<u>(新設)</u>	<u>1 特定集中治療室管理料 1</u>
<u>(新設)</u>	<u>イ 7日以内の期間</u> 13,650点(新) (うち、消費税対応分+150点)
<u>(新設)</u>	<u>ロ 8日以上14日以内の期間</u> 12,126点(新) (うち、消費税対応分+126点)
<u>(新設)</u>	<u>2 特定集中治療室管理料 2</u>
<u>(新設)</u>	<u>イ 特定集中治療室管理料</u>
<u>(新設)</u>	<u>(1) 7日以内の期間</u> 13,650点(新) (うち、消費税対応分+150点)
<u>(新設)</u>	<u>(2) 8日以上14日以内の期間</u> 12,126点(新) (うち、消費税対応分+126点)
<u>(新設)</u>	<u>ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料</u>
<u>(新設)</u>	<u>(1) 7日以内の期間</u> 13,650点(新) (うち、消費税対応分+150点)
<u>(新設)</u>	<u>(2) 8日以上60日以内の期間</u> 12,319点(新) (うち、消費税対応分+129点)
<u>(新設)</u>	<u>3 特定集中治療室管理料 3</u>
<u>(新設)</u>	<u>イ 7日以内の期間</u> 9,361点(改) (うち、消費税改定分+150点)
<u>(新設)</u>	<u>ロ 8日以上14日以内の期間</u> 7,837点(改) (うち、消費税改定分+126点)
<u>(新設)</u>	<u>4 特定集中治療室管理料 4</u>
<u>(新設)</u>	<u>イ 特定集中治療室管理料</u>
<u>(新設)</u>	<u>(1) 7日以内の期間</u>
1 特定集中治療室管理料 1	
イ 7日以内の期間	9,211点
ロ 8日以上14日以内の期間	7,711点
2 特定集中治療室管理料 2	
イ 特定集中治療室管理料	
(1) 7日以内の期間	

9,211点	9,361点(新)
(2) 8日以上14日以内の期間	(うち、消費税改定分+150点)
7,711点	(2) 8日以上14日以内の期間
	7,837点(新)
	(うち、消費税改定分+126点)
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料
(1) 7日以内の期間	(1) 7日以内の期間
9,211点	9,361点(改)
	(うち、消費税改定分+150点)
(2) 8日以上60日以内の期間	(2) 8日以上60日以内の期間
7,901点	8,030点(改)
	(うち、消費税改定分+129点)
【ハイケアユニット入院医療管理料】	【ハイケアユニット入院医療管理料】
(1日につき)	(1日につき)
4,511点	1 ハイケアユニット入院医療管理料 1
	6,584点(改)
	(うち、消費税対応分+73点)
	2 ハイケアユニット入院医療管理料 2
	4,084点(改)
	(うち、消費税対応分+73点)
	(経過措置) 4,584点(改)
	(うち、消費税対応分+73点)
【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】	【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】
(1日につき)	(1日につき)
5,711点	5,804点(改)
	(うち、消費税改定分+93点)
【小児特定集中治療室管理料】	【小児特定集中治療室管理料】
(1日につき)	(1日につき)
1 7日以内の期間	1 7日以内の期間
15,500点	15,752点(改)

2	8日以上14日以内の期間 13,500点	(うち、消費税改定分+252点) 2	8日以上14日以内の期間 13,720点(改) (うち、消費税改定分+220点)
	【新生児特定集中治療室管理料】 (1日につき)		【新生児特定集中治療室管理料】 (1日につき)
1	新生児特定集中治療室管理料 1 10,011点	1	新生児特定集中治療室管理料 1 10,174点(改) (うち、消費税改定分+163点)
2	新生児特定集中治療室管理料 2 6,011点	2	新生児特定集中治療室管理料 2 8,109点(改) (うち、消費税対応分+98点)
	【総合周産期特定集中治療室管理料】 (1日につき)		【総合周産期特定集中治療室管理料】 (1日につき)
1	母体・胎児集中治療室管理料 7,011点	1	母体・胎児集中治療室管理料 7,125点(改) (うち、消費税改定分+114点)
2	新生児集中治療室管理料 10,011点	2	新生児集中治療室管理料 10,174点(改) (うち、消費税改定分+163点)
	【新生児治療回復室入院医療管理料】 (1日につき)		【新生児治療回復室入院医療管理料】 (1日につき)
	5,411点		5,499点(改) (うち、消費税改定分+88点)
	【一類感染症患者入院医療管理料】 (1日につき)		【一類感染症患者入院医療管理料】 (1日につき)
1	7日以内の期間 8,901点	1	7日以内の期間 9,046点(改) (うち、消費税改定分+145点)
2	8日以上14日以内の期間	2	8日以上14日以内の期間

7,701点	7,826点(改) (うち、消費税改定分+125点)
【特殊疾患入院医療管理料】 (1日につき) 1,954点	【特殊疾患入院医療管理料】 (1日につき) <u>2,009点</u> (改) (うち、消費税改定分+55点)
【小児入院医療管理料】 (1日につき) 1 小児入院医療管理料 1 4,511点	【小児入院医療管理料】 (1日につき) 1 小児入院医療管理料 1 <u>4,584点</u> (改) (うち、消費税改定分+73点)
2 小児入院医療管理料 2 4,011点	2 小児入院医療管理料 2 <u>4,076点</u> (改) (うち、消費税改定分+65点)
3 小児入院医療管理料 3 3,611点	3 小児入院医療管理料 3 <u>3,670点</u> (改) (うち、消費税改定分+59点)
4 小児入院医療管理料 4 3,011点	4 小児入院医療管理料 4 <u>3,060点</u> (改) (うち、消費税改定分+49点)
5 小児入院医療管理料 5 2,111点	5 小児入院医療管理料 5 <u>2,145点</u> (改) (うち、消費税改定分+34点)
【回復期リハビリテーション病棟入院料】 (1日につき)	【回復期リハビリテーション病棟入院料】 (1日につき)
1 回復期リハビリテーション病棟 入院料 1 1,911点 (生活療養を受ける場合) 1,897点	1 回復期リハビリテーション病棟 入院料 1 <u>2,025点</u> (改) (うち、消費税対応分+54点) (生活療養を受ける場合) <u>2,011点</u> (改) (うち、消費税改定分+54点)
2 回復期リハビリテーション病棟	2 回復期リハビリテーション病棟

入院料 2	1,761点	入院料 2	<u>1,811点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+50点)	
	1,747点	(生活療養を受ける場合)	<u>1,796点</u> (改)
3 回復期リハビリテーション病棟		3 回復期リハビリテーション病棟	
入院料 3	1,611点	入院料 3	<u>1,657点</u> (改)
(生活療養を受ける場合)		(うち、消費税改定分+46点)	
	1,597点	(生活療養を受ける場合)	<u>1,642点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+45点)	
【亜急性期入院医療管理料】(1日につき)		【亜急性期入院医療管理料】(1日につき)	
1 亜急性期入院医療管理料 1	2,061点	1 亜急性期入院医療管理料 1	<u>2,119点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+58点)	
2 亜急性期入院医療管理料 2	1,911点	2 亜急性期入院医療管理料 2	<u>1,965点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+54点)	
3 亜急性期入院医療管理料 1 (指定地域)	1,761点	3 亜急性期入院医療管理料 1 (指定地域)	<u>1,811点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+50点)	
4 亜急性期入院医療管理料 2 (指定地域)	1,661点	4 亜急性期入院医療管理料 2 (指定地域)	<u>1,708点</u> (改)
		(うち、消費税改定分+47点)	
		【地域包括ケア病棟入院料】(1日につき)	
<u>(新設)</u>		1 地域包括ケア病棟入院料 1	<u>2,558点</u> (新)
		(うち、消費税対応分+58点)	
<u>(新設)</u>		(生活療養を受ける場合)	

	2,544点(新) (うち、消費税対応分+58点)
<u>(新設)</u>	2 地域包括ケア入院医療管理料 1 2,558点(新) (うち、消費税対応分+58点) (生活療養を受ける場合)
<u>(新設)</u>	2,544点(新) (うち、消費税対応分+58点)
<u>(新設)</u>	3 地域包括ケア病棟入院料 2 2,058点(新) (うち、消費税対応分+58点) (生活療養を受ける場合)
<u>(新設)</u>	2,044点(新) (うち、消費税対応分+58点)
<u>(新設)</u>	4 地域包括ケア入院医療管理料 2 2,058点(新) (うち、消費税対応分+58点) (生活療養を受ける場合)
<u>(新設)</u>	2,044点(新) (うち、消費税対応分+58点)
<u>(新設)</u>	5 地域包括ケア病棟入院料 1 (特定地域) 2,191点(新) (うち、消費税対応分+50点) (生活療養を受ける場合)
<u>(新設)</u>	2,177点(新) (うち、消費税対応分+50点)
<u>(新設)</u>	6 地域包括ケア入院医療管理料 1 (特定地域) 2,191点(新) (うち、消費税対応分+50点) (生活療養を受ける場合)
<u>(新設)</u>	2,177点(新) (うち、消費税対応分+50点)
<u>(新設)</u>	7 地域包括ケア病棟入院料 2

	(特定地域) 1,763点(新) (うち、消費税対応分+50点) (生活療養を受ける場合) 1,749点(新) (うち、消費税対応分+50点)
(新設)	
(新設)	8 地域包括ケア入院医療管理料 2 (特定地域) 1,763点(新) (うち、消費税対応分+50点) (生活療養を受ける場合) 1,749点(新) (うち、消費税対応分+50点)
(新設)	
【特殊疾患病棟入院料】(1日につき)	【特殊疾患病棟入院料】(1日につき)
1 特殊疾患病棟入院料 1 1,954点	1 特殊疾患病棟入院料 1 2,008点(改) (うち、消費税改定分+54点)
2 特殊疾患病棟入院料 2 1,581点	2 特殊疾患病棟入院料 2 1,625点(改) (うち、消費税改定分+44点)
【緩和ケア病棟入院料】(1日につき)	【緩和ケア病棟入院料】(1日につき)
1 30日以内の期間 4,791点	1 30日以内の期間 4,926点(改) (うち、消費税改定分+135点)
2 31日以上60日以内の期間 4,291点	2 31日以上60日以内の期間 4,412点(改) (うち、消費税改定分+121点)
3 61日以上 3,291点	3 61日以上 3,384点(改) (うち、消費税改定分+93点)
【精神科救急入院料】(1日につき)	【精神科救急入院料】(1日につき)
1 精神科救急入院料 1	1 精神科救急入院料 1

イ 30日以内の期間 3,462点	イ 30日以内の期間 3,557点(改) (うち、消費税改定分+95点)
ロ 31日以上 3,042点	ロ 31日以上 3,125点(改) (うち、消費税改定分+83点)
2 精神科救急入院料 2	2 精神科救急入院料 2
イ 30日以内の期間 3,262点	イ 30日以内の期間 3,351点(改) (うち、消費税改定分+89点)
ロ 31日以上 2,842点	ロ 31日以上 2,920点(改) (うち、消費税改定分+78点)
【精神科急性期治療病棟入院料】 (1日につき)	【精神科急性期治療病棟入院料】 (1日につき)
1 精神科急性期治療病棟入院料 1	1 精神科急性期治療病棟入院料 1
イ 30日以内の期間 1,931点	イ 30日以内の期間 1,984点(改) (うち、消費税改定分+53点)
ロ 31日以上 1,611点	ロ 31日以上 1,655点(改) (うち、消費税改定分+44点)
2 精神科急性期治療病棟入院料 2	2 精神科急性期治療病棟入院料 2
イ 30日以内の期間 1,831点	イ 30日以内の期間 1,881点(改) (うち、消費税改定分+50点)
ロ 31日以上 1,511点	ロ 31日以上 1,552点(改) (うち、消費税改定分+41点)
【精神科救急・合併症入院料】 (1日につき)	【精神科救急・合併症入院料】 (1日につき)

1	30日以内の期間	3,462点	1	30日以内の期間	<u>3,560点</u> (改) (うち、消費税改定分+98点)
2	31日以上60日以内の期間	3,042点	2	31日以上60日以内の期間	<u>3,128点</u> (改) (うち、消費税改定分+86点)
	【児童・思春期精神科入院医療管理料】 (1日につき)	2,911点		【児童・思春期精神科入院医療管理料】 (1日につき)	<u>2,957点</u> (改) (うち、消費税改定分+46点)
	【精神療養病棟入院料】(1日につき)	1,061点		【精神療養病棟入院料】(1日につき)	<u>1,090点</u> (改) (うち、消費税改定分+29点)
	【認知症治療病棟入院料】(1日につき)			【認知症治療病棟入院料】(1日につき)	
1	認知症治療病棟入院料 1		1	認知症治療病棟入院料 1	
	イ 30日以内の期間	1,761点		イ 30日以内の期間	<u>1,809点</u> (改) (うち、消費税改定分+48点)
	ロ 31日以上60日以内の期間	1,461点		ロ 31日以上60日以内の期間	<u>1,501点</u> (改) (うち、消費税改定分+40点)
	ハ 61日以上60日以内の期間	1,171点		ハ 61日以上60日以内の期間	<u>1,203点</u> (改) (うち、消費税改定分+32点)
2	認知症治療病棟入院料 2		2	認知症治療病棟入院料 2	
	イ 30日以内の期間	1,281点		イ 30日以内の期間	<u>1,316点</u> (改) (うち、消費税改定分+35点)
	ロ 31日以上60日以内の期間	1,081点		ロ 31日以上60日以内の期間	<u>1,111点</u> (改)

ハ 61日以上の期間 961点	(うち、消費税改定分+30点) ハ 61日以上の期間 987点(改) (うち、消費税改定分+26点)
【特定一般病棟入院料】(1日につき)	【特定一般病棟入院料】(1日につき)
1 特定一般病棟入院料 1 1,103点	1 特定一般病棟入院料 1 1,121点(改) (うち、消費税改定分+18点)
2 特定一般病棟入院料 2 945点	2 特定一般病棟入院料 2 960点(改) (うち、消費税改定分+15点)
(亜急性期入院医療管理が行われた 場合) 1,761点	(亜急性期入院医療管理が行われた 場合) 1,811点(改) (うち、消費税改定分+50点)
(脳血管リハ、運動器リハを算定し たことがある患者に亜急性期入院 医療管理が行われた場合) 1,661点	(脳血管リハ、運動器リハを算定し たことがある患者に亜急性期入院 医療管理が行われた場合) 1,708点(改) (うち、消費税改定分+47点)
<u>(新設)</u>	<u>(地域包括ケア入院医療管理料 1 に 該当する場合) 2,191点(新)</u> (うち、消費税対応分+50点)
<u>(新設)</u>	<u>(地域包括ケア入院医療管理料 2 に 該当する場合) 1,763点(新)</u> (うち、消費税対応分+50点)
【短期滞在手術基本料】	【短期滞在手術等基本料】
1 短期滞在手術基本料 1 (日帰り の場合) 2,800点	1 短期滞在手術等基本料 1 (日帰 りの場合) 2,856点(改) (うち、消費税改定分+56点)
2 短期滞在手術基本料 2 (1泊2 日の場合) 4,822点	2 短期滞在手術等基本料 2 (1泊 2日の場合) 4,918点(改)

<p>(生活療養を受ける場合) 4,794点</p> <p>3 短期滞在手術基本料3 (4泊5日までの場合) 5,703点</p> <p>(生活療養を受ける場合) 5,633点</p>	<p>(うち、消費税改定分+96点) (生活療養を受ける場合) 4,890点(改)</p> <p>(うち、消費税改定分+96点)</p> <p>3 短期滞在手術等基本料3 (4泊5日までの場合)</p> <p>イ 終夜睡眠ポリグラフィー1 携帯用装置を使用した場合 16,773点(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) 16,702点(改) (うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ロ 終夜睡眠ポリグラフィー2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合 9,383点(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) 9,312点(改) (うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ハ 終夜睡眠ポリグラフィー3 1及び2以外の場合 9,638点(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) 9,567点(改) (うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ニ 小児食物アレルギー負荷検査 6,130点(改)</p>
--	--

	<p>(うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>6,059点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+113点)</p>
ホ	<p>前立腺針生検法 <u>11,737点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>11,666点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+113点)</p>
ヘ	<p>腋臭症手術2皮膚有毛部切除術 <u>17,485点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>17,414点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+113点)</p>
ト	<p>関節鏡下手根管開放手術 <u>20,326点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>20,255点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+113点)</p>
チ	<p>胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側) <u>43,479点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>43,408点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+113点)</p>
リ	<p>水晶体再建術1眼内レンズを 挿入する場合 ロその他のもの <u>27,093点</u>(改)</p>
	<p>(うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合)</p>

	<p style="text-align: right;"><u>27,022点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>又 水晶体再建術 2 眼内レンズを 挿入しない場合</p>
	<p style="text-align: right;"><u>21,632点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p>
	<p style="text-align: right;"><u>21,561点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ル 乳腺腫瘍摘出術 1 長径 5 cm未 満</p>
	<p style="text-align: right;"><u>20,112点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p>
	<p style="text-align: right;"><u>20,041点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ヲ 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術</p>
	<p style="text-align: right;"><u>27,311点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p>
	<p style="text-align: right;"><u>27,240点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ワ 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法</p>
	<p style="text-align: right;"><u>9,850点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p>
	<p style="text-align: right;"><u>9,779点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>カ 下肢静脈瘤手術 3 高位結紮術</p>
	<p style="text-align: right;"><u>12,371点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p>
	<p style="text-align: right;"><u>12,300点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p>

	<p> ヨ ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳未満) <u>29,093点</u>(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>29,022点</u>(改) (うち、消費税改定分+113点) </p> <p> タ ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア (15歳以上) <u>24,805点</u>(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>24,734点</u>(改) (うち、消費税改定分+113点) </p> <p> レ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) (15歳未満) <u>56,183点</u>(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>56,112点</u>(改) (うち、消費税改定分+113点) </p> <p> ソ 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術(両側) (15歳以上) <u>51,480点</u>(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>51,409点</u>(改) (うち、消費税改定分+113点) </p> <p> ツ 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜 切除術 1 長径 2 cm未満 <u>14,661点</u>(改) (うち、消費税改定分+114点) (生活療養を受ける場合) <u>14,590点</u>(改) (うち、消費税改定分+113点) </p> <p> ネ 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜 切除術 2 長径 2 cm以上 </p>
--	---

	<p style="text-align: right;"><u>18,932点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;"><u>18,861点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ナ 痔核手術 2 硬化療法 (四段階注射法) <u>13,410点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;"><u>13,339点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ラ 子宮頸部(腔部)切除術</p> <p style="text-align: right;"><u>18,400点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;"><u>18,329点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p> <p>ム 子宮鏡下子宮筋腫摘出術</p> <p style="text-align: right;"><u>35,524点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+114点)</p> <p>(生活療養を受ける場合)</p> <p style="text-align: right;"><u>35,453点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税改定分+113点)</p>
<p>【外来リハビリテーション診療料】</p> <p>1 外来リハビリテーション診療料 1 69点</p> <p>2 外来リハビリテーション診療料 2 104点</p>	<p>【外来リハビリテーション診療料】</p> <p>1 外来リハビリテーション診療料 1 <u>72点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税対応分+3点)</p> <p>2 外来リハビリテーション診療料 2 <u>109点</u> (改)</p> <p>(うち、消費税対応分+5点)</p>
<p>【外来放射線照射診療料】</p>	<p>【外来放射線照射診療料】</p>

280点	292点(改)
【在宅患者訪問診療料】(1日につき)	【在宅患者訪問診療料】(1日につき)
1 同一建物居住者以外の場合	1 同一建物居住者以外の場合
830点	833点(改)
	(うち、消費税対応分+12点)
2 同一建物居住者の場合	2 同一建物居住者の場合
イ 特定施設等に入居する者の場合	イ 特定施設等に入居する者の場合
400点	203点(改)
	(うち、消費税対応分+3点)
ロ イ以外の場合	ロ イ以外の場合
200点	103点(改)
	(うち、消費税対応分+3点)

2. 歯科診療報酬

- (1) 初・再診料（地域歯科診療支援病院歯科初・再診料を含む。）を引き上げる。
- (2) 歯科訪問診療料を引き上げる。

現 行	改 定 案
<p>【初診料】</p> <p>1 歯科初診料 218点</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 270点</p> <p>【再診料】</p> <p>1 歯科再診料 42点</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 69点</p> <p>【歯科訪問診療料】</p> <p>1 歯科訪問診療 1 850点</p> <p>2 歯科訪問診療 2 380点</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【初診料】</p> <p>1 歯科初診料 <u>234点</u>(改) (うち、消費税対応分+16点)</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科初診料 <u>282点</u>(改) (うち、消費税対応分+12点)</p> <p>【再診料】</p> <p>1 歯科再診料 <u>45点</u>(改) (うち、消費税対応分+3点)</p> <p>2 地域歯科診療支援病院歯科再診料 <u>72点</u>(改) (うち、消費税対応分+3点)</p> <p>【歯科訪問診療料】</p> <p>1 歯科訪問診療 1 <u>866点</u>(改) (うち、消費税対応分+16点)</p> <p>2 歯科訪問診療 2 <u>283点</u>(改) (うち、消費税対応分+3点)</p> <p><u>3 歯科訪問診療 3 143点</u>(新) (うち、消費税対応分+3点)</p>

3. 調剤報酬

- (1) 調剤基本料を引き上げる。
 (2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

現 行	改 定 案
【調剤基本料】 （処方せんの受付1回につき） 調剤基本料 40点 調剤基本料（特例） 24点 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>	【調剤基本料】 （処方せんの受付1回につき） 調剤基本料 <u>41点</u> （改） （うち、消費税対応分＋1点） 調剤基本料（特例） <u>25点</u> （改） （うち、消費税対応分＋1点） <u>調剤基本料（妥結率が低い場合）</u> <u>31点</u> （新） （うち、消費税対応分＋1点） <u>調剤基本料（特例・妥結率が低い場合）</u> <u>19点</u> （新） （うち、消費税対応分＋1点）
【一包化加算】 （1調剤につき） 56日分以下の場合（7日分につき） 30点 57日分以上の場合 270点	【一包化加算】 （1調剤につき） 56日分以下の場合（7日分につき） <u>32点</u> （改） （うち、消費税対応分＋2点） 57日分以上の場合 <u>290点</u> （改） （うち、消費税対応分＋20点）
【無菌製剤処理加算】 （1日につき） 中心静脈栄養法用輸液 40点 抗悪性腫瘍剤 50点 <u>（新設）</u>	【無菌製剤処理加算】 （1日につき） 中心静脈栄養法用輸液 <u>65点</u> （改） （うち、消費税対応分＋10点） 抗悪性腫瘍剤 <u>75点</u> （改） （うち、消費税対応分＋10点） <u>麻薬</u> <u>65点</u> （新）

	(うち、消費税対応分+10点)
<u>(新設)</u>	<u>乳幼児の場合</u>
<u>(新設)</u>	<u>中心静脈栄養法用輸液</u> 130点(新)
	(うち、消費税対応分+20点)
<u>(新設)</u>	<u>抗悪性腫瘍剤</u> 140点(新)
	(うち、消費税対応分+20点)
<u>(新設)</u>	<u>麻薬</u> 130点(新)
	(うち、消費税対応分+20点)

4. 訪問看護療養費

訪問看護管理療養費を引き上げる。

現 行	改定案
<p>【訪問看護管理療養費】 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: right;">7,300円</p>	<p>【訪問看護管理療養費】 訪問看護管理療養費 1 月の初日の訪問の場合</p> <p><u>イ 機能強化型訪問看護管理療養</u> <u>費 1</u> <u>12,400円(新)</u> (うち、消費税対応分+100円)</p> <p><u>ロ 機能強化型訪問看護管理療養</u> <u>費 2</u> <u>9,400円(新)</u> (うち、消費税対応分+100円)</p> <p><u>ハ イ又はロ以外の場合</u> <u>7,400円(改)</u> (うち、消費税対応分+100円)</p>
<p>2 月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき)</p> <p style="text-align: right;">2,950円</p>	<p>2 月の2日目以降の訪問の場合 (1日につき)</p> <p style="text-align: right;"><u>2,980円(改)</u> (うち、消費税対応分+30円)</p>